

川越市契約規則の一部を改正する規則（案）の概要 について

令和元年9月
総務部契約課

1 概要

本市が締結した契約に関し、債務不履行等による契約上の義務を履行していない相手方については、資力や信用に対する不安が現に生じており、新たな契約を締結した場合についても債務不履行となることが危惧されるなど、本市の公共調達による行政目的が達成されないおそれがあります。

このようなリスクを未然に防止し、公共調達における安全性を確保するため、債務不履行等による契約上の義務を履行していない業者の、新たな入札参加を制限することを目的として、地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき、川越市契約規則第2条の「入札参加者の資格」について改正しようとするものです。

2 改正の内容

【入札参加者の資格】

第2条第1項に次の一号を加えようとするものです。

四 「本市が締結した契約に関し、本市が金銭の給付を求めることを目的とした訴訟、あっせん、調停又は仲裁（以下この号において「訴訟等」という。）が係属している場合における当該訴訟等の相手方でないこと及び当該訴訟等に係る金銭の給付に関する義務を履行していること。

3 施行期日

この規則は、令和元年12月1日からの施行を予定しています。